

## 福島市会計年度任用職員休暇等一覧

No.	休暇名称	有給/無給	期間等
1	年次有給休暇	有給	初年度最大10日間（繰越し： <u>あり</u> ）
2	公民権行使	有給	必要な期間
3	官公署出頭	有給	必要な期間
4	現住居の滅失	有給	必要な期間
5	出勤困難	有給	必要な期間
6	退勤途上	有給	必要な期間
7	結婚	有給	5日以内
8	忌引	有給	親族により7日間
9	子の看護	無給	5日以内
10	短期介護	無給	5日以内
11	産前	無給	6週
12	産後	無給	8週
13	保育時間（育児休暇）	無給	1日2回（各30分）
14	介護休暇	無給	通算93日以内
15	介護時間	無給	連続する3年以内1日2時間まで
16	生理休暇	無給	必要な期間
17	妊産疾病（妊娠障害休暇）	無給	必要な期間
18	公務上の傷病	無給	必要な期間
19	私傷病	無給	10日以内
20	骨髄ドナー	無給	必要な期間
21	妊産婦の健康診断および保健指導	有給	必要な期間
22	妊産婦の休息・補食	有給	必要な期間
23	妊娠中の通勤緩和	有給	1日1時間を超えない範囲
24	育児休業	無給	勤務期間が1年を超えた場合
25	健康診断	無給	職務中は職免
26	夏季休暇	有給	3日

※任期や勤務年数などの勤務条件により取得できる休暇が異なります。